

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:TCU-100
品番	:TCU100-Z-BA
会社名	:株式会社ミマキエンジニアリング
住所	:長野県東御市滋野乙2182-3
担当部門	:技術本部
メールアドレス	:ink@mimaki.com
電話番号	:0268-64-2413
FAX番号	:0268-64-5580
緊急時の電話番号	:0268-64-2281
	:公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番
	* 一般市民専用電話
	(大阪)072-727-2499 365日 24時間対応
	(つくば)029-852-9999 365日 9~21時対応
	* 医療機関専用有料電話
	(大阪)072-726-9923 365日 24時間対応
	(つくば)029-851-9999 365日 9~21時対応
	尚、弊社製品に関する問い合わせにつきましては、医療機関 専用有料電話の利用料は弊社が負担いたします。
(事故に伴い急性中毒のおそれがある場合)	
推奨用途	:UV硬化型オーバーコートインク
使用上の制限	:デジタル・コーティングマシン用

2. 危険有害性の要約

[GHS分類]

物理化学的危険性	
引火性液体	:区分4
健康に対する有害性	
皮膚腐食性/刺激性	:区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	:区分2
皮膚感作性	:区分1

上記で記載が無いものは、区分に該当しない、分類できない、分類対象外

[GHSラベル要素]

絵表示



注意喚起語
警告

危険有害性情報

H227 可燃性液体
H315 皮膚刺激

H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 H319 強い眼刺激

注意書

[安全対策]

- P210 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火原から遠ざけること。禁煙。
- P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- P264 取り扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

[応急措置]

- P302+P352 皮膚に付着した場合:多量の水/石鹼で洗うこと。
- P305+P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P333+P313 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- P370+P378 火災の場合:消化するために泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用すること。

[保管]

- P403 換気の良い場所で保管すること。

[廃棄]

- P501 内容、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄すること。

[その他の危険有害性]

- 高温になると引火、燃焼する恐れがある。

3. 組成、成分情報

単一物質・混合物の区分 :混合物
 成分及び含有量

成分名	含有量 [%]	官報整理番号	CAS No.	備考
アクリレートモノマー	85-95	営業秘密	営業秘密	
ウレタンアクリレートプレポリマー	<10	営業秘密	営業秘密	
光開始剤	<10	営業秘密	営業秘密	
添加剤	<1.0	営業秘密	営業秘密	
キシレン	<1.0	3-3; 3-60	1330-20-7	*1,*2,*4,*5,*6,*8
エチルベンゼン	<1.0	3-28; 3-60	100-41-4	*2,*3,*4,*5,*6,*7

- *1 毒物および劇物取締法(劇物)(製品としては該当しない)
- *2 化学物質管理促進法(第一種指定化学物質)(製品としては該当しない)
- *3 労働安全衛生法(表示対象化学物質)
- *4 労働安全衛生法(通知対象化学物質)
- *5 労働安全衛生法(危険物、引火性のもの)
- *6 化審法(優先評価化学物質)
- *7 特定化学物質等障害予防規則(製品としては該当しない)
- *8 有機溶剤中毒予防規則(製品としては該当しない)

4. 応急措置

吸入した場合

- ・気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・症状が改善しない場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- ・汚染された衣類を取り除くこと。

目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・直ちに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護

- ・適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。
- ・換気を行う。

5. 火災時の措置

消火剤

- ・泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂

使ってはならない消火剤

- ・棒状水、高圧水、棒状強化液

特有の消火方法、消火を行う者の保護

- ・適切な保護具(耐熱性着衣等)を着用する。
- ・安全に対処できるのであれば、可燃性のものを周囲から取り除く。
- ・指定の消火剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・屋内では換気をしっかり行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

環境に対する注意事項

- ・河川への排出等により、環境への影響を起さないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材
- ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
 - ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置すること。
 - ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
 - ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・眼や皮膚、衣服等にインクが付かないようにする。
- ・インクを飲まないようにする。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・取扱い後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
- ・過去にアレルギー症状を発症している人は取り扱わないこと。

保管

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風の良いところに保管する。
- ・子供の手の届かないところに保管する。
- ・酸、アルカリ、過酸化物と同じ場所に置かない。
- ・40℃未満の環境に保管すること。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

[管理濃度、許容濃度]

成分名	管理濃度 (厚生労働省)	許容濃度 (TLV) 及び 出展先
エチルベンゼン	≤20ppm 作業環境評価基準(2012)	20ppm; 87mg/m ³ (皮)(日本産衛学会(2020)) TWA:20ppm(上気道刺激、腎臓損傷(腎症)、渦 巻官障害)(ACGIH(2011))
キシレン	≤50ppm 作業環境評価基準(2004)	50ppm; 217mg/m ³ (日本産衛学会(2001)) TWA:100ppm、STEL:150ppm(上気道及び眼刺 激、中枢神経系障害)(ACGIH(1996))
添加剤	-	TWA:25ppm(上気道及び眼刺激) (ACGIH(1979))

[設備対策]

- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。
- ・局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。

〔保護具〕

呼吸器の保護具

- ・作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。
- ・検定済み有機溶剤用吸収缶付き半面又は全面防毒マスクを着用すること。
- ・多量に使用する場合や密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。

手の保護具

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

目の保護具

- ・取り扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護

- ・取り扱い場合には、皮膚及び身体を直接曝露されないような衣類を着けること。また、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 物理的及び化学的性質

性状(状態、色)	:無色透明液体
臭い	:アクリル臭
粘度	:情報なし
pH	:情報なし
沸点(初留点及び沸騰範囲)	:情報なし
引火点	:85℃
燃焼又は爆発範囲の上限下限	:情報なし
蒸気圧	:情報なし
蒸気密度	:情報なし
比重(密度)	:情報なし
溶解度	:情報なし
n-オクタノール/水分配係数	:情報なし
自然発火温度	:情報なし
分解温度	:情報なし
その他	:情報なし

10. 安定性及び反応性

危険有害反応可能性

- ・重合、発熱等

避けるべき条件

- ・可視光、紫外線、太陽光、加熱、火気、金属接触、静電気

混触危険物質

- ・酸、アルカリ、過酸化物

危険有害な分解生成物

- ・有機ガス、一酸化炭素、炭酸ガス等

その他の危険性情報

- ・情報なし

11. 有害性情報

[急性毒性]

成分名	経口 (rat)	経皮 (rat or rabbit)	吸入(rat) (ガス)	吸入(rat) (蒸気)	吸入(rat) (粉じん、 ミスト)
製品として	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし
キシレン	区分に該当しない LD50 3500-3800mg/kg(rat)	区分4 LD50 1700mg/kg(rabbit)	分類対象 外	区分4 LC50(4h) 6350-6700ppm(rat)	分類でき ない
エチルベンゼン	区分に該当しない LD50 3500mg/kg(rat)	区分に該当しない LD50 5000mg/kg(rabbit)	分類対象 外	区分4 LC50(4h) 4000ppm(rat)	分類でき ない

[皮膚腐食性/刺激性]

製品として	:区分2
キシレン	:区分2(含有量:<1.0)
エチルベンゼン	:区分に該当しない

[眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性]

製品として	:区分2
キシレン	:区分2(含有量:<1.0)
エチルベンゼン	:区分2B(含有量:<1.0)

[呼吸器感作性又は皮膚感作性]

製品として	:皮膚感作性 区分1
キシレン	:分類できない
エチルベンゼン	:分類できない

[生殖細胞変異原性]

製品として	:情報なし
キシレン	:分類できない
エチルベンゼン	:分類できない

[発がん性]

製品として	:情報なし
キシレン	:分類できない
エチルベンゼン	:区分2(含有量:<1.0)

[生殖毒性]

製品として	:情報なし
キシレン	:区分1B(含有量:<1.0)
エチルベンゼン	:区分1B(含有量:<1.0)

[特定標的臓器/全身毒性-単回ばく露]

製品として	:情報なし
キシレン	:区分1 (中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)、区分3 (麻酔作用) (含有量:<1.0)
エチルベンゼン	:区分3 (気道刺激性、麻酔作用)(含有量:<1.0)

[特定標的臓器/全身毒性-反復ばく露]

製品として	:情報なし
キシレン	:区分1 (神経系、呼吸器)(含有量:<1.0)
エチルベンゼン	:区分2 (聴覚器)(含有量:<1.0)

[誤えん有害性]

製品として	:情報なし
キシレン	:区分1(含有量:<1.0)
エチルベンゼン	:区分1(含有量:<1.0)

[その他の有害性情報]
 情報なし

12. 環境影響情報

一般注意事項

- ・漏洩、廃棄等の際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。
 特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

生態毒性

- ・混合物としてのデータがない。
- ・水性環境有害性 短期(急性)

キシレン	:区分2(含有量:<1.0) 魚類(ニジマス) LC50(96h) :3.3mg/L
エチルベンゼン	:区分1(含有量:<1.0) 甲殻類(バイシュリンプ) LC50(96h) :0.42mg/L

- ・水性環境有害性 長期(慢性)

キシレン	:区分2(含有量:<1.0) 甲殻類(グラスシュリンプ) LC50(96h) :7.4mg/L
エチルベンゼン	:区分2(含有量:<1.0) 魚類(ストライプトバス) LC50(96h) :3.7mg/L

残留性・分解性

- ・(光開始剤)
 易生分解:80%/28日(84/449/EEC, C.5)

生態蓄積性

- ・混合物としてのデータがない

土壤中の移動性

- ・混合物としてのデータがない

13. 廃棄上の注意

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・空容器は内容を完全に除去してから処分する。
- ・異種の塗料廃棄物を混合して処理する場合は、各種法規制に従って混合処理の可否を判断すること。

14. 輸送上の注意

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
 容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国連番号 (UN No.) :該当しない

〔国内規制〕

陸上規制情報 :消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。

必要であれば、荷造り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付する。

海上規制情報 :船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空規制情報 :航空法の定めるところに従うこと。

〔国際規制〕

海上規制情報 :IMO/IMDG の規定に従うこと。

航空規制情報 :ICAO/IATA の規定に従うこと。

〔補足説明〕

※イエローカードは該当製品が消防法の危険物に該当し、輸送量が1tまたは1m³以上となる場合に交付対象となる。

15. 適用法令

消防法	:危険物 第4類 第3石油類(非水溶性) 危険等級Ⅲ
毒物および劇物取締法	:劇物・・・キシレン(製品としては該当しない)
化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	:優先評価化学物質・・・キシレン エチルベンゼン
労働安全衛生法	:有機溶剤等に該当しない製品 :名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 名称表示危険/有害物・・・エチルベンゼン(別表第9の70) 名称通知危険/有害物・・・エチルベンゼン(別表第9の70) キシレン(別表第9の136) :危険物(引火性のもの)・・・キシレン エチルベンゼン
特定化学物質等障害予防規則	:特定化学物質・・・エチルベンゼン(製品としては該当しない)
有機溶剤中毒予防規則	:第二種有機溶剤等・・・キシレン(製品としては該当しない)
化学物質排出管理促進法(化管法、PRTR制度)	:第一種指定化学物質・・・キシレン(製品としては該当しない) エチルベンゼン(製品としては該当しない)

16. その他の情報

参考文献

- 国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版
- GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック 混合物用(塗料用)
- 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)
- 原材料のSDS

本データシートは、作成時または改定時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂致します。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた使用以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。